

県南広域振興局長告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年3月1日

県南広域振興局長 田村均次

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901290	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城 一関営業所	一関市青葉一丁目6番4号 シャトレー壱號館102号	平成25年3月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901290	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城 一関営業所	一関市青葉一丁目6番4号 シャトレー壱號館102号	平成25年3月31日